

各 高齢者施設等 設置者 殿

宮崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における
二次協議の実施について (案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記の交付金につきまして、厚生労働省より二次協議の案内がありましたので、協議の意向がある事業所につきましては、下記のとおり必要書類を令和5年12月28日(木)正午までにご提出ください。

記

1 補助対象事業

- ① 既存小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- ② 認知症グループホーム等防災改修等支援事業 (水害対策強化事業・耐震化整備・大規模修繕・非常用自家発電設備整備事業)
- ③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業
- ④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ⑤ 高齢者施設等の水害対策強化事業
- ⑥ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- ⑦ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業
- ⑧ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

2 提出資料 (該当事業のみ提出)

(1) 「協議回答かがみ」

(2) 「防災・減災等事業整備計画書」 (別添2)

【必要添付書類】

ア. 平面図 (各部分の面積が確認できる書類。併設事業所がある場合は、併設事業所分も含む。)

イ. 位置図

ウ. 写真等 (現況及び改修箇所が分かるもの)

エ. 見積書 (宮崎市競争入札参加資格者名簿に記載された業者の中から2社以上)

(3) 「整備計画一覧表」 (別添3)

①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧に係る整備計画一覧表

(4) 「補助対象面積確認シート」 (別添4) ※面積按分が必要な場合のみ

3 提出方法・部数

- (1) 協議回答かがみ・別添2・別添3：紙媒体 3部 + 電子媒体
- (2) 別添2の必要添付書類：紙媒体 3部
- (3) 別添4（面積按分が必要な場合のみ）：紙媒体 3部 + 電子媒体

4 提出先

- (1) 紙媒体
〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市介護保険課事業所支援係
- (2) 電子媒体
10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp

5 留意事項

- (1) 未届の有料老人ホームについては助成の対象外となっております。
- (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕分）については、軽微な改修・修繕は対象外となります。
- (3) 今回、整備計画書を提出したことをもって、交付が決定するものではありません。本市予算の都合上、意向のある全ての事業所が国への協議対象とならない場合もあります。また、国に協議書を提出した場合でも、審査を経て不採択となる可能性があります。
- (4) 今回提出いただいた見積書の金額をもとに協議の回答を行い、内示額が決定します。
- (5) 本交付金については、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」及び「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金要綱」に従うものとします。
 - ① 工事事務費については、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。
 - ② 建物の中で複数のサービスが運営されている（補助対象サービス以外の事業が運営されている（例：有料老人ホームと通所介護事業所が同じ建物の中で運営されている等））場合は、共有する部分の面積について、各事業所の専有部分の面積比により按分し算定しますので、工事にかかる費用の一部が補助対象外となります。
- (6) 提出資料の作成にあたっては、別添資料を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

【文書取扱】

福祉部介護保険課事業所支援係

電話：0985-44-2804

FAX：0985-31-6337

E-mail：10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp